

令和2年5月26日

保護者様

大阪市教育委員会
こども青少年局
大阪市立中大江小学校
大阪市立中大江幼稚園
校園長 玉村 恒夫

令和2年6月1日からの学校園の再開について（お知らせ）

先に延長をお知らせしておりました臨時休業を5月31日（日曜日）までとし、6月1日（月曜日）から大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校を再開いたします。

学校園は再開いたしますが、保護者の皆様は、これまでの臨時休業中と同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、重ねてお願ひいたします。

また、6月1日（月曜日）から12日（金曜日）までの分散登校の期間において、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合の平日の居場所の確保等についても、これまでどおり実施します。しかしながら、当該期間は一斉の分散登校・登園することとしており、教職員や教室（居場所）の確保が難しい場合が想定されますので、家庭等でのお子様の監護が可能な方はできる限り家庭等での監護にご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願ひ申しあげます。

記

1 臨時休業期間の終了と学校園の再開

- ・臨時休業期間は、令和2年5月31日（日曜日）までとします。
- ・令和2年6月1日（月曜日）から学校園を再開します。

2 学校園の再開後の授業・保育等について

- ・日程等につきましては、幼稚園・小学校それぞれに別紙でお知らせいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、授業・保育を急遽中止することがあります。その場合、学校園のホームページでお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いします。
- ・登校園に際しては、必ずマスクを着用するようお願いいたします。マスクの色・柄は問いません。
- ・登校園に際しては、お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表を必ず持たせてください。学校園で健康観察表の確認をいたします。

3 6月1日（月曜日）からの期間の幼児児童等の学校園での居場所の確保等について

- ・保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子どもが一人で留守番ができない等の場合は、学校園で居場所の確保を行います。小学校においては、その後児童いきいき放課後事業に引き継ぎます。幼稚園においては、課業時間外については、一時預かり事業として対応します。
- ・この期間は一斉の分散登校・登園することとしており、教職員や教室（居場所）の確保が難しい場合が想定されますので、家庭等でのお子様の監護が可能な方はできる限り家庭等での監護にご協力をお願いします。
- ・通常のいきいき放課後事業については15日（月曜日）から、一時預かり事業については22日（月曜日）から再開予定です。感染防止策を講じながら実施しますが、場所や人員にも限りがあり、学校園生活に比べて児童の距離感が近いため、当面、家庭等でお子様の監護が可能な方は、できるだけ参加を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

4 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・学校園が再開した後も、引き続きご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いします。また、登校園に際しては、必ずお子様に持たせるようにしてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校園に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。登校園日・預かりへの参加はご遠慮ください。授業日（保育日）ですが、子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはなりません（出席停止）。
 - ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
 - ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合具体的には、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合
- ・授業・保育中、居場所の確保・児童いきいき放課後事業・一時預かり事業中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。
- ・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。
 - ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

*「新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

*医療機関を受診するときは、マスクを着用し手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときはマスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

5 新型コロナウイルス感染症の予防

緊急事態宣言は解除されましたが、ご家庭の皆様で、感染防止の3つの基本対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）等の「新しい生活様式」を実践いただく等、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石鹼で手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。
- 換気を励行してください。
- ①密閉空間で換気ができない、②人が多く集まる、③近距離での会話や発声が行われる、の3つの条件が同時に重なる場所は避けましょう。